

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第79条第2項及び第80条の規定に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の職員（以下「職員」という。）のうち労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の適用を受ける者（以下「労災適用者」という。）に対する法定外給付に関して、必要な事項を定める。
- 2 前項に規定する職員のほか、法人に雇用される非常勤職員等で、同じく労災法の適用を受ける者も労災適用者とする。

(法定外給付の実施)

- 第2条 この規程で定める法定外給付の実施については、法定外給付を受けようとする者の請求に基づき、国立大学法人大分大学長（以下「学長」という。）が行うものとする。
- 2 この規程により支給する法定外給付とは、労災法の保険給付以外の給付をいう。

(休業補償)

- 第3条 労災適用者が業務上又は通勤途上の負傷若しくは疾病による療養のため休業し、労災法による給付を受けるとき、給付が開始されるまでの最初の休業3日間につき、給与が支払われないときは、休業補償として給付基礎日額の100分の60に相当する金額を支給する。

(休業特別支給金)

- 第4条 前条の規定に基づき休業補償を受ける者に対し、休業特別支給金として給付基礎日額の100分の20に相当する金額を支給する。

(遺族特別援護金)

- 第5条 労災適用者が業務災害又は通勤災害により死亡し、遺族補償を行うときは、遺族特別援護金を支払う。
- 2 前項の規定により支給する遺族特別援護金は、別表第1のとおりとする。ただし、障害特別援護金支給後再発のため死亡した場合は、遺族特別援護金から、支給した障害特別援護金を控除した差額を支給するものとする。

(障害特別援護金)

- 第6条 労災適用者が業務災害又は通勤災害により、障害を有することになり、障害補償給付を行うときは、障害特別援護金を障害等級に応じて支払う。
- 2 前項の規定により支給する障害特別援護金は、別表第2のとおりとする。ただし、障害が2以上ある場合、又は障害の程度を加重した場合は、労災法の規定を準用し障害等級を決定するものとする。

(遺族の範囲及び順序)

- 第7条 この規程による遺族の範囲及び順序は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定によるものとする。

(請求)

- 第8条 法定外給付の請求は、労災適用者又はその遺族が、所属又は主担当部局等の長を経由し学長に請求しなければならない。
- 2 前項の法定外給付の請求及び支給方法等は、労災の請求手続きに準じて行う。
- 3 学長は、法定外給付の請求を受理したときは、これを審査し、速やかに支給に関する決定を行わなければならない。

(第三者加害)

第9条 学長は、第三者の行為によって生じた労働災害等により法定外給付を行った場合は、その法定外給付の限度において、法定外給付を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。

2 前項の規定により、法定外給付を受けるべき者が当該第三者から当該災害に係る損害賠償を受けた時は、学長は、その価格を限度として、法定外給付の義務を免れる。

(適用の除外)

第10条 学長は、第5条及び第6条に規定する法定外給付に該当する災害であっても、次の各号に該当する災害については、この規程の適用をしないものとする。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動による災害
- (2) 地震、噴火、津波、風土病、職業性疾病又は核燃料物質（その汚染物質を含む。）による災害
- (3) 職員の故意又は重大な過失のみによって生じた当該職員の災害
- (4) 職員の故意の犯罪行為によって生じた当該職員の災害
- (5) 車両の泥酔運転又は無免許運転の間に生じた当該運転職員の災害

(雑則)

第11条 この規程に定める事項の実施につき疑義が生じたときは、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労災法の定め及びその運用解釈による。

附 則（平成16年規程第28号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第73号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第29号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

遺族特別援護金

業務災害（万円）	通勤災害（万円）
1,860	1,130

別表第2（第6条関係）

障害特別援護金

障害等級	業務災害（万円）	通勤災害（万円）
第1級	1,540	975
第2級	1,500	940
第3級	1,460	905
第4級	875	550
第5級	745	470
第6級	615	390
第7級	485	310
第8級	320	195
第9級	250	155
第10級	195	120
第11級	145	90
第12級	105	65
第13級	75	45
第14級	45	30